区分：慢性2
96時間LC50（魚類に対する値）＞1 to≦10mg／l　又は
48時間EC50（甲殻類に対する値）＞1 to≦10mg／l　又は
72若しくは96時間ErC50（藻類又は他の水生植物に対する値）＞1 to≦10mg／l
（ただし、慢性毒性NOECs≧1mg／lの場合を除くほか、当該物質は、急速分解性でないか、又はlog Kow≧4（実験的に求められたBCF＜500でない場合に限る。）であること。）

**○外務省告示第八十九号**

カタール国政府は、昭和五十四年四月二十七日にハンブルクで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の加入書を平成二十一年十月二十日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十一月十九日にカタール国について効力を生じた。

（平成二十一年十月二十一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年三月四日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第九十号**

カメルーン共和国政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を平成二十一年九月十八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十二月十八日にカメルーン共和国について効力を生じた。

（平成二十一年九月二十二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年三月四日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第九十一号**

カナダ政府及びモロッコ王国政府は、平成十五年五月十六日にロンドンで作成された「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」の加入書を、それぞれ、平成二十一年十月二日及び同年十一月四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年一月二日にカナダについて、また、同年二月四日にモロッコ王国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十一年十月二日付け及び同年十一月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年三月四日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第九十二号**

平成二十二年二月十七日にリロングウェで、国道一号線南ルクル橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道一号線南ルクル橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億八千三百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　野呂元良在マラウイ大使
マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

平成二十二年三月四日

外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第九十三号**

平成二十二年二月十七日にリロングウェで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年二月二十八日まで
4　署名者
日本側　野呂元良在マラウイ大使
マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

平成二十二年三月四日

外務大臣　岡田　克也

**○厚生労働省告示第六十五号**

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一部区用薬中「アムロジン錠2.5mg」を「㊒　アムロジン錠2.5mg」に、「アムロジン錠5mg」を「㊒　アムロジン錠5mg」に、「アモペニキシンカプセル250」を「㊒　アモペニキシンカプセル250」に、「アロチーム錠100mg」を「㊒　アロチーム錠100mg」に、「アロプリノール錠100mg「アメル」」を「㊒　アロプリノール錠100mg「アメル」」に、「アロリン錠100mg」を「㊒　アロリン錠100mg」に、「アンジーフ錠100mg」を「㊒　アンジーフ錠100mg」に、「イノシン顆粒90%「日医工」　90%1g　23.70」を「㊒　イノシン顆粒90%「日医工」　90%1g　23.70
イノマール錠2　2mg1錠　7.00」に、「イノリンシロップ0.1%　0.1%1mL　9.90」を「㊒　イノリンシロップ0.1%　0.1%1mL　9.90
㊒　イバナシン錠　200mg1錠　8.30」に、「イプリプラスト錠200mg」を「㊒　イプリプラスト錠200mg　200mg1錠　8.30」に、「イリヤキン顆粒10%　10%1g　33.20」を「㊒　イリヤキン顆粒10%
イルガス細粒0.8%　0.8%1g　22.20」に、「イルガス錠2mg　2mg1錠　7.80」を「㊒　イルガス錠2mg　2mg1錠　7.80
イルガス錠4mg　4mg1錠　12.80」に、「ウピロン錠100mg」を「㊒　ウピロン錠100mg」に、「ウルサミック錠100」を「㊒　ウルサミック錠100」に、「ウルサミック錠50」を「㊒　ウルサミック錠50」に、「ウルサミック錠100」を「㊒　ウルサミック錠100」に、「ウルソ顆粒5%」を「㊒　ウルソ顆粒5%」に、「ウルソ錠50mg」を「㊒　ウルソ錠50mg」に、「ウルソ錠100mg」を「㊒　ウルソ錠100mg」に、「エビレナート錠200mg」を「㊒　エビレナート錠200mg」に、「エビレナートシロップ5%」を「㊒　エビレナートシロップ5%」に、「塩酸ミノサイクリン錠50「マルコ」」を「㊒　塩酸ミノサイクリン錠50「マルコ」」に、「オゼックス錠75」を「㊒　オゼックス錠75」に、「オゼックス錠150」を「㊒　オゼックス錠150」に、「ガストローム顆粒66.7%」を「㊒　ガストローム顆粒66.7%」に、「ケトプン錠100mg」を「㊒　ケトプン錠100mg」に、「ゴクミシン錠50」を「㊒　ゴクミシン錠50」に、「コバシル錠4mg　4mg1錠　157.20」を「㊒　コバシル錠4mg　4mg1錠　157.20
錠200mg　200mg1錠　8.30」に、「サイボリン錠200mg」を「㊒　サイボリン錠200mg」に、「セファレキシンカプセル250mg「トーワ」」を「㊒　セファレキシンカプセル250mg「トーワ」」に、「タナトリル錠5」を「㊒　タナトリル錠5」に、「タナトリル錠2.5」を「㊒　タナトリル錠2.5」に、「タナトリル錠10」を「㊒　タナトリル錠10」に、「チアプリム錠25」を「㊒　チアプリム錠25」に、「チアリール錠25」を「㊒　チアリール錠25」に、「チアリール錠50」を「㊒　チアリール錠50」に、「トスキサシン錠150mg」を「㊒　トスキサシン錠150mg」に、「トスキサシン錠75mg」を「㊒　トスキサシン錠75mg」に、「ナトリックス錠1」を「㊒　ナトリックス錠1」に、「ナトリックス錠2」を「㊒　ナトリックス錠2」に、「ノイファン錠100mg」を「㊒　ノイファン錠100mg」に、「ノイリラーク錠25mg」を「㊒　ノイリラーク錠25mg」に、「ノルバスク錠2.5mg」を「㊒　ノルバスク錠2.5mg」に、「ノルバスク錠5mg」を「㊒　ノルバスク錠5mg」に、「㊒　花扇カシュウK　10g　16.60」を「㊒　花扇カシュウK　10g　16.60
10g　13.70」に、「㊒　花扇プクリョウK　10g　22.70」を「㊒　花扇プクリョウK　10g　22.70
㊒　花扇リュウガンニクK　10g　34.50」に、「VEニコチネートカプセル　100mg1カプセル　5.90」を「㊒　VEニコチネートカプセル　100mg1カプセル　5.90
㊒　フイオランス錠200mg　200mg1錠　8.30」に、「フラボステン錠200mg」を「㊒　フラボステン錠200mg」に、「フルジサー